

経 済 産 業 省

20241018保局第7号

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用についての一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年11月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用についての一部を改正する規程

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用についての一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年11月15日から施行する。

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について（２０２４０３２５保局第３号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験期間の算定方法） １．実務経験期間は、実務経験期間の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）の役職に割り当てられた業務として、月次点検、年次点検、工事期間中における点検その他の事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下同じ。）の工事、維持又は運用に関する実務（以下「点検等」という。）に日常のかつ継続して従事した期間を、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める方法で算定し、それらを通算して求めることとする。 一 （略） 二 電気管理技術者<u>若しくは保安業務従事者又はこれらの者の補助者</u>として実務に従事した場合 以下５．一に掲げる設備２１件の点検等を１月分として期間を算定する。 なお、１月の間に２１件を超える点検等を行った場合であっても、１月分と算定することとする（２１件を超える点検等を実施した場合に、同月以降の件数に充当することは認められない）。 三 （略） （提出書類） ２．申請者は、確認を受けようとする産業保安監督部長（支部、監督署及び監督事務所を含む。以下同じ。）に次に掲げる書類を提出すること。 なお、告示第一条第二項の規定の適用を受けようとするときは、併せてその旨を当該産業保安監督部長に申し出なければならない。	（実務経験期間の算定方法） １．実務経験期間は、実務経験期間の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）の役職に割り当てられた業務として、月次点検、年次点検、工事期間中における点検その他の事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下同じ。）の工事、維持又は運用に関する実務（以下「点検等」という。）に日常のかつ継続して従事した期間を、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める方法で算定し、それらを通算して求めることとする。 一 （略） 二 電気管理技術者<u>又は保安業務従事者の補助者</u>として実務に従事した場合 以下５．一に掲げる設備２１件の点検等を１月分として期間を算定する。 なお、１月の間に２１件を超える点検等を行った場合であっても、１月分と算定することとする（２１件を超える点検等を実施した場合に、同月以降の件数に充当することは認められない）。 三 （略） （提出書類） ２．申請者は、確認を受けようとする産業保安監督部長（支部、監督署及び監督事務所を含む。以下同じ。）に次に掲げる書類を提出すること。 なお、告示第一条第二項の規定の適用を受けようとするときは、併せてその旨を当該産業保安監督部長に申し出なければならない。

一～三 (略)

四 告示第一条第一項第五号に掲げる者にあつては、同号の講習及び訓練（第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者にあつては、同号の訓練）を修了したことを示す書類

3. 2. 二に掲げる実務経歴証明書は、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を含むものとする。

一 電気管理技術者若しくは保安業務従事者又はこれらの者の補助者として実務に従事した場合

イ・ロ (略)

二～四 (略)

(注1) (略)

(注2) 当該選任された事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主（当該実務に係る者に限る。）の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注3) 当該実務に従事した事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主（当該実務に係る者に限る。）の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注4) (略)

4. ～6. (略)

一～三 (略)

(新設)

3. 2. 二に掲げる実務経歴証明書は、次に掲げる点検等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を含むものとする。

一 電気管理技術者又は保安業務従事者の補助者として実務に従事した場合

イ・ロ (略)

二～四 (略)

(注1) (略)

(注2) 当該選任された事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主（当該設置者との間で申請者の派遣に係る労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）を締結した者に限る。）の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注3) 当該実務に従事した事業場の設置者の証明を受けること。ただし、当該実務に従事した期間において申請者が当該設置者又はその役員若しくは従業員でなかった場合であつて、当該期間における申請者の雇用主（申請者を当該実務に従事させた者又は当該設置者との間で申請者の派遣に係る労働者派遣契約を締結した者に限る。）の証明を受けた場合には、当該設置者の証明を受けることを要しない。

(注4) (略)

4. ～6. (略)